

授業料等納付金滞納者の取扱いに関する規則

制 定 平成9年12月17日
大 学 評 議 会
最新改正 2016年7月6日

(趣旨)

第1条 この規則は、授業料等の納付金(授業料、施設費及び設備費をいう。以下「納付金」という。)及び在籍料の滞納者に対する催告及び指導並びにそれに応じない者に対する除籍の取扱いに関し必要な事項を定める。

(前期の納付金等の滞納に係る催告)

第2条 成蹊大学納付金に関する規則(以下「納付金規則」という。)第7条第3項及び第5項に規定する前期の納期までに納入すべき納付金又は在籍料を納入しない者(延納の許可を受けている者を除く。)に対しては、財務部経理課(以下「経理課」という。)は、保証人に対し、次の日程により文書による催告を行う。

- (1) 5月末日までに納付されない場合 6月10日に催告を行う。
- (2) 前号の催告後も納付されない場合 8月上旬に8月末日を納期とした催告を行う。
- (3) 前号の催告後も納付されない場合 12月10日に1月10日を納期とした催告を行う。
- (4) 前号の催告後も納付されない場合 2月上旬に2月末日を最終の納期とした最終の催告を行う。

2 前項の場合において、当該学生が前期の終了日に卒業等の予定である場合には第2号の催告及び納期をそれぞれ最終の催告及び最終の納期とする。

3 納付金規則第8条第1項の規定により延納の許可を受けた者が同条第2項に規定する前期の期限までに完納しない場合には、経理課は、保証人に対し、次により文書による催告を行う。

- (1) 期限までに納付されない場合 速やかに催告を行う。
- (2) 前号の催告後も納付されない場合 当該学生が前期の終了日に卒業等の予定である場合には第1項第2号、その他の場合には同項第3号及び第4号に規定する催告を行う。

(後期の納付金等の滞納に係る催告)

第3条 納付金規則第7条第3項及び第5項に規定する後期の納期までに納入すべき納付金又は在籍料を納入しない者(延納の許可を受けている者を除く。)に対しては、経理課は、保証人に対し、次の日程により文書による催告を行う。

- (1) 11月末日までに納付されない場合 12月10日に催告を行う。
- (2) 前号の催告後も納付されない場合 2月上旬に2月末日を納期とした催告を行う。
- (3) 前号の催告後も納付されない場合 6月10日に7月10日を納期とした催告を行う。
- (4) 前号の催告後も納付されない場合 8月上旬に8月末日を最終の納期とした最終の催告を行う。

2 前項の場合において、当該学生が学年の終了日に卒業等の予定である場合には第2号の催告及び納期をそれぞれ最終の催告及び最終の納期とする。

3 納付金規則第8条第1項の規定により延納の許可を受けた者が同条第2項に規定する後期の期限までに完納しない場合には、経理課は、保証人に対し、次により文書による催告を行う。

- (1) 期限までに納付されない場合 速やかに催告を行う。
- (2) 前号の催告後も納付されない場合 当該学生が学年の終了日に卒業等の予定である場合には第1項第2号、その他の場合には同項第3号及び第4号に規定する催告を行う。

(学部長等の指導)

第4条 前2条に規定する催告にもかかわらず納付されない場合には、経理課は、その都度、当該学生の所属する学部の学部長又は研究科の研究科長(以下「当該学部長等」という。)に対し、速やかに滞納状況を報告する。

2 滞納状況の報告を受けた当該学部長等は、当該学生に対し、必要に応じ、就学上の指導を行うものとする。

(除籍)

第5条 最終の納期を経過してもなお滞納している学生について報告を受けた当該学部長等は、第3項に規定する除籍日までに、教授会又は研究科教授会の議を経て除籍を決定し、学長に報告しなければならない。

2 当該学部長等は、前項の決定をしたときには、当該学生及びその保証人に対し、速やかに除籍通知書を送付する。ただし、除籍の決定後、当該学生又はその保証人が次項に規定する除籍日までに滞納した納付金又は在籍料を完納した場合は、願い出により、除籍の決定を取り消すことができる。

3 学長は、第1項の報告を受けたときは、成蹊大学学則第33条第2号、成蹊大学大学院学則第29条第2号又は成蹊大学法科大学院学則第39条第2号の規定に基づき、当該学生を次の日付で除籍する。

(1) 前期から滞納している場合

ア 前期の終了日に卒業等の予定の場合 当該年度の9月末日付け

イ その他の場合 当該年度の3月末日付け

(2) 後期から滞納している場合

ア 学年の終了日に卒業等の予定の場合 当該年度の3月末日付け

イ その他の場合 翌年度の9月末日付け

(除籍された者の再入学)

第6条 前条により除籍された者が再入学を志願し、再入学が許可された場合には、所定の期日までに滞納した納付金又は在籍料相当額及び再入学する年度の所定の納付金を納入しなければならない。

(除籍された卒業等の要件充足者が完納した場合の取扱い)

第7条 卒業等に必要の要件を満たしながら納付金滞納のため除籍された学生が、除籍後に滞納した納付金相当額を完納した場合は、当該学生の所属する教授会又は研究科教授会の議を経て除籍の処分を取り消した上で、除籍日にさかのぼって卒業等を認めることができる。

(除籍された者の滞納期間及び修得単位の取扱い)

第8条 除籍された者が納付金を滞納した期間は、在学期間に算入する。

2 除籍された者が在籍料を滞納した期間は、休学期間として取り扱う。

3 除籍された者が納付金を滞納した期間に修得した単位は、認定しない。ただし、前2条の規定に基づき滞納した納付金相当額を完納した場合には、当該期間に係る修得単位を認定するものとする。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (略)